

●香川県選挙管理委員会告示第43号

令和4年7月10日執行の参議院香川県選出議員選挙につき、政見放送及び経歴放送実施規程（平成6年自治省告示第165号）第4条第1項ただし書の規定により、テレビジョン放送による政見放送を行わない候補者の経歴放送は、政見放送を行う候補者の経歴放送及び政見放送の終了後引き続き行うものとする。この場合において、政見放送を行わない候補者が2人以上あるときは、その順序はくじで定める。

令和4年6月22日

香川県選挙管理委員会委員長 藤 本 邦 人